

三 監 第 1 0 3 号  
平成 2 6 年 1 2 月 5 日

請 求 人 [REDACTED] 様  
請求人代理人 [REDACTED]  
弁護士 [REDACTED] 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 6 年 1 0 月 6 日で収受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による  
住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、こ  
の結果を別添のとおり通知します。



# 住民監査請求監査の結果について

## 第1 請求人の住所・氏名

### 1 請求人

[Redacted]

### 2 請求人代理人

[Redacted]  
弁護士 [Redacted]

## 第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

### 1 請求の理由

平成25年度に各地区で行われた敬老会に対する補助金の支出が違法・不当なものであることから監査請求を行うものである。

補助金の支出が違法・不当な理由については下記のとおりであり、これらを詳述したものが、別添の請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表（以下「別添整理表」という。）に掲げる違法・不当とする主張1から同25である。

- (1) ㉠ [Redacted] ・ ㉡ [Redacted] 敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張1から同12まで）
  - ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 招待漏れがある。
  - ・ 報告書の支出額と領収証の齟齬
  - ・ 商品等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (2) ㉢ [Redacted] 自治会に対する敬老行事補助金（違法・不当とする主張13から同19まで）
  - ・ 実績報告書の提出期限を徒過している。
  - ・ 商品等不明の領収書がある。
  - ・ 不自然な領収書等がある。
- (3) ㉣ [Redacted] 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（違法・

不当とする主張 20 から同 25 まで)

- ・ 商品等不明の領収書がある。
- ・ 不自然な領収書等がある。

上記から、補助金等確定は違法である。

三田市が返還請求を怠っていることも違法である。

明らかに違法・不当な支出が含まれているので、全額について補助金として認めるべきではない。仮に全額でないとしても、違法・不当な支出と認定される分は返還させるべきである。

## 2 請求する措置

- (1) ◎1 〇〇〇〇 ・ ◎2 〇〇〇〇 敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、◎1 〇〇〇〇 ・ ◎2 〇〇〇〇 敬老会実行委員会に対し 1, 824, 000 円及び平成 25 年 10 月 17 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

- (2) ㊦ 〇〇〇〇 自治会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊦ 〇〇〇〇 自治会に対し 1, 080, 000 円及び平成 25 年 10 月 9 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

- (3) ㊧ 〇〇〇〇 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金

三田市長は、㊧ 〇〇〇〇 地区敬老会実行委員会に対し 501, 000 円及び平成 25 年 10 月 9 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を三田市に支払うよう請求することを求める。

## 第 3 請求の受理

平成 26 年 10 月 6 日付で收受した住民監査請求書（甲第 95 号証から同第 110 号証までを含む。以下、「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備しているものとして、同月 14 日付でこれを受理しました。

## 第 4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

### 1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

### 2 監査の期間

平成26年10月14日から同年12月5日まで

### 3 監査の実施方法

#### (1) 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成26年11月6日に実施しましたところ、請求人及び請求人代理人（以下「請求人等」という。）が出席され、陳述されました。

また、本件措置請求書を補充するものとして、平成26年11月12日付で住民監査請求補充書が提出されました。

法242条第1項において、住民監査請求において添付しなければならないこととされている事実を証する書面については、請求人から提出された甲第95号証から同第112号証までがこれに相当するものであると判断しました。

#### (2) 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成26年11月6日に実施しましたところ、まちづくり部長、同部市民協働局長、同局コミュニティ課長及び同課係長2名が出席され、陳述されました。

また、説明書と題する書面が平成26年11月4日及び同年12月4日に提出されました。

### 4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人等からの陳述の内容から、本件監査請求は、平成25年8月頃に支出された◎1 〇 敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「◎1◎2 〇 地区敬老行事補助金」という。）、Ⓟ 自治会に対する敬老行事補助金（以下「Ⓟ 〇 地区敬老行事補助金」という。）及びⓄ 〇 地区敬老会実行委員会に対する敬老行事補助金（以下「Ⓞ 〇 地区敬老行事補助金」という。）の3件の敬老行事補助金（以下、これらを総称して「3地区敬老行事補助金」という。）について、違法・不当とする主張1から同25までがあることにより、3地区敬老行事補助金に係る補助金等確定（三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）第13条の規定による補助金等の額の確定する行為（以下「補助金等確定行為」という。）が違法又は不当であると主張するもの（以下「補助金等確定行為に係る主張」という。）であると解し、これを監査対象としました。

また、本件監査請求は、3地区敬老行事補助金について、違法・不当とする主張1から同25までがあることにより、三田市長は、補助金の全部又は一部の返還を請求する必要があるにも関わらず、この返還を請求していないことが

違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠っていると主張するもの（以下「返還請求に係る主張」という。）であると解し、これを監査対象としました。

## 第5 監査の結果

本件監査請求について、法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

### 1 事実確認

監査対象に係る事実について、下記のとおり確認しました。

#### (1) 敬老行事補助金に係る事務手続

##### ア ◎1◎2 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に◎1・◎2 敬老会実行委員会に対して、敬老行事補助金として、1,824,000円を支出している。

(イ) ◎1・◎2 敬老会実行委員会は、平成25年10月9日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月6日となっており、事業完了日は同年10月5日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月15日に補助金等を確定し、同月16日に補助金等確定を通知している。

##### イ ㊦ 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年7月31日に㊦ 自治会に対して、敬老行事補助金として、1,080,000円を支出している。

(イ) ㊦ 自治会は、平成25年9月30日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月11日となっており、事業完了日は同月25日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月7日に補助金等を確定し、同月8日に補助金等確定を通知している。

##### ウ ◎ 地区敬老行事補助金に係る事務手続

(ア) 三田市は、平成25年8月12日に◎ 地区敬老会実行委員会に対して、敬老行事補助金として、501,000円を支出している。

(イ) ◎ 地区敬老会実行委員会は、平成25年10月3日付で補助事業等実績報告書を提出している。これによると、敬老会の実施日は平成25年9月22日となっており、事業完了日は同年10月3

日となっている。

(ウ) 三田市は、平成25年10月7日に補助金等を確定し、同月8日に補助金等確定を通知している。

(2) 敬老行事補助金に係る規定等

敬老行事補助金に係る規定として、三田市補助金等交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱を確認しました。

また、敬老行事補助金の取扱いについて関係職員から説明を受け、下記の敬老行事補助金取扱基準1から同7までについて確認しました。

ア 敬老行事補助金取扱基準1

敬老行事に係る補助対象経費については、敬老行事に要する経費であり、市の施策の一環として地域へ補助金を交付しているが、実施主体が地域団体であることから、主体的に特色ある敬老行事を実施することができるように、実施主体の裁量に幅を持たせた交付金的な性質の補助金として交付している。

イ 敬老行事補助金取扱基準2

敬老行事役員に係る補助対象経費については、敬老行事役員の会議等に係る飲食代は社会通念上認められる範囲で補助対象経費となり、また、敬老行事役員は基本的にはボランティアで運営に協力するものであるが、この活動に要する活動経費については、社会通念上相当と認められる範囲内において費用弁償の性質を持つものとして補助対象経費と認めている。

また、敬老行事は9月のまだ暑い時期に実施されることから、その準備、運営及び後片付けに携わる役員等には水分補給が不可欠であり、健康維持の観点からも1人1日当たり複数本の飲料を支給する必要がある場合もあると考えている。

ウ 敬老行事補助金取扱基準3

敬老行事補助金における事業完了日の取扱いについては、三田市補助金等交付規則第11条において、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了後2週間以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないこととされているが、敬老行事補助金における事業完了日は事業の決算や精算等のすべての残務処理行為の終了をもって事業完了日とするものであり、必ずしも敬老行事の開催日を事業完了日とするものではない。

エ 敬老行事補助金取扱基準4

補助金交付決定前に支出された経費については、早い地区では、補助金交付決定前の4月頃から対象者名簿の作成や行事計画の検討会議等の準備作業に着手されている場合があるが、これは、対象者数が多いことから対

象者名簿の作成に早くから着手しなければならない、趣向を凝らした行事とするためには早くから出演依頼しなければならない等の理由によるものであることから、補助対象経費と認めている。

オ 敬老行事補助金取扱基準 5

敬老行事補助金の算定基準となる対象者数より招待者数が少ない場合については、敬老会は各地区により主体的に開催されるものであり、三田市敬老行事補助金交付要綱第3条において、対象者名簿は各地区において作成するものとされている。三田市が示している敬老行事補助金の算定基準となる対象者数は、平成25年度については同年5月8日を基準として、その年中に75歳以上となる方を住民基本台帳から抽出しているものであり、あくまで各地区の補助金の上限額を決めるものにすぎず、招待者数との差異が生じて、そのことをもって上限額に変更が生じるものではない。実績については事業内容と事業経費により確認しており、実際の招待者数が異なることは、特に問題と考えていない。

カ 敬老行事補助金取扱基準 6

商品名や明細書等が不明な領収書については、補助事業者に対して内容を確認した上で、補助対象経費と認めている。

また、平成26年度の敬老行事補助金からは領収書に明細を記入するように指導している。

キ 敬老行事補助金取扱基準 7

予備物品の購入に係る経費については、一般的に行事を実施するにあたっては、参加者数や役員数の増減、作業上のミスや汚損等の発生が想定されることから、補助対象経費と認めている。

(3) 補助事業者からの聞き取り結果

請求人の主張に対する補助事業者からの聞き取り結果について、別添整理表のとおり、関係職員から説明を受けました。

2 判 断

(1) 補助金等確定行為に係る主張に対する判断

ア 法第242条に規定する住民監査請求は、法第75条に規定する住民による事務監査請求の制度のように、地方公共団体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方公共団体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度となっています。

このため、住民監査請求において対象とされる事項は、法第242条第1項所定の財務会計上の行為に限られていることから、財務会計上の行為



ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはならないものであるとともに、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要することとされています。

また、この住民監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には、住民監査請求をする住民の選択に係るものであるところ、請求人は8地区敬老行事補助金に係る補助金等確定行為の違法又は不当を主張するものであると解されます。

イ 三田市補助金等交付規則第12条及び第13条の規定において、市長は、補助事業者等から補助事業等実績報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、速やかに当該補助金等の額を確定し（＝補助金等確定行為）、通知するものと規定されているところ、8地区敬老行事補助金についても補助金等確定行為が行われていました。

一方、上記のとおり審査し、適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができるものと規定されているところ、三田市補助金等交付規則第8条における補助金等の決定の内容の変更の申請があった場合には、同条において準用する同第5条の規定により、当該申請に係る書類等を審査等し、変更を決定したときは、通知するものと規定されています。

また、三田市補助金等交付規則第17条の規定により、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しに係る補助金等が既に交付されているときは、補助金等返還命令書により、速やかに当該補助事業者等に対し、その返還を命ずるものとなっています。

ウ これらの三田市補助金等交付規則の規定からすると、補助金等確定行為の当然の効果として補助金等を返還すべきものとは規定されていないものであることから、三田市補助金等交付規則における補助金等確定行為は、法第242条1項の違法若しくは不当な「公金の支出」には該当せず、その他の住民監査請求の対象となる「財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」にも当たらない行為であると判断しました。

エ したがって、補助金等確定行為に係る主張については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものではないと判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と

認めることができないものであると判断しました。

(2) 返還請求に係る主張に対する判断

返還請求に係る主張に対する判断については、請求人が主張する違法・不当とする主張1から同25までの主張に係る支出について、敬老行事補助金の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものかどうか、補助事業者からの聞き取り結果等を三田市補助金等交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱等の規定並びに敬老行事補助金取扱基準1から同7までを判断基準（以下「本件判断基準」という。）に照らして、別添整理表のとおり判断しました。

ア ◎1◎2 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

◎1◎2 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張1から同12までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張7が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、◎1◎2 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（3,650円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（103,159円）を下回っていました。

イ ㊦ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊦ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張13から同19までとなっており、これらに係る支出については、違法・不当とする主張19が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。

なお、㊦ 地区敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額（7,982円）は、敬老行事補助金以外の収入金額（293,561円）を下回っていました。

ウ ㊱ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張に対する判断

㊱ 地区敬老行事補助金の返還請求に係る主張は、違法・不当とする主張20から同25までとなっており、これらに係る支出については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

3 結 論

(1) 補助金等確定行為に係る主張に対する判断

補助金等確定行為に係る主張については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものではないと判断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができないものであると判断しました。

(2) 返還請求に係る主張に対する判断

違法・不当とする主張のうち、一部のものについては、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しましたが、各地区の敬老行事補助金に係る収支決算において、上記の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額が敬老行事補助金以外の収入金額を下回っている場合には、敬老行事補助金の額に影響を及ぼさないこととなります。

この点について、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものがあつた地区については、いずれも補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものの合計金額が敬老行事補助金以外の収入金額を下回っていました。

については、これらの点を勘案すると、請求人が請求する措置については、講じる必要があると認めることができないものであると判断しました。

## 第6 市長に対する要望

### 1 補助金等の適正化について

平成25年度の敬老行事補助金に関して、平成26年9月22日付、同月29日付及び本件監査請求の3件の住民監査請求がなされたことにより、市内全17地区の敬老行事補助金について監査を実施しました。

この結果、いずれの地区においても、地域の方々のご尽力により、趣向を凝らした敬老行事が実施されていることが確認できましたが、その一方で、一部については、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものがありました。

補助金等の適正化については、過去の敬老行事補助金に係る住民監査請求の結果においても、かねてから要望しているとおり、補助金等の手続の整理・統一、補助対象経費の範囲の詳細かつ明確な基準の整備、補助金等実績報告書の的確な審査等が有効であると考えられるところ、敬老行事補助金については、平成26年度に三田市敬老行事補助金交付要綱の一部を改正するとともに、敬老行事補助金実施要領を定め、この適正化に取り組まれています。

については、敬老行事補助金だけに留まらず、全庁的に補助金等の適正化に取

り組まれるよう要望します。

## 2 敬老行事のあり方等について

敬老行事補助金の目的については「長年にわたり地域社会の発展に貢献してこられた高齢者の長寿を祝うとともに、市民の敬老意識の高揚を図ること」とされていますが、市内全17地区の敬老行事補助金に係る出席率が26.9%（出席者数は2,654人／補助金算定対象者数9,884人）となっている状況は、非常に憂慮すべき状況であると考えます。

については、敬老行事のあり方等について検討されるよう要望します。

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

本 件 措 置 請 求 書 に お け る 請 求 人 の 主 張					補 助 事 業 者 か ら の 聞 き 取 り 結 果	監 査 委 員 の 判 断		
違法・不当とする主張	地区	大 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	小 項 目 番号 請 求 人 の 主 張	違法・不当とする金額		判 断	確 証 を 得 ら れ ない 金 額	
1	◎ 1 ◎ 2	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年10月5日とされているが、9月6日から10月5日までの約1ヶ月の間に何が行われたのか不明であり、10月5日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月6日である。			----	敬老会を平成25年9月6日に開催後、精算行為を行い、実行委員会として収支決算して報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
2	◎ 1 ◎ 2	(2) 【招待漏れ】 三田市は、敬老会対象者608名として補助金を出していることから、対象者は全員招待しなければならない。この点、三田市敬老会行事補助金交付要綱第4条においても、「補助対象事業は、実施団体が前条により作成した対象者名簿に基づき、実施する敬老会行事とする。」と定められているところである。しかし、◎1■■■■・◎2■■敬老会実行委員会は598名しか招待していない。報告書では608名招待したことになっているが、はがきの印刷は598枚しか行っておらず、宛名ラベルも598名分しか印刷していないことからすると、招待状は598通しか出していないと考えられる。したがって、◎1■■■■・◎2■■敬老会実行委員会は対象者全員を招待していない。かかる招待漏れは、要綱ひいては規則に違反するものであり、補助金が適正に使用されたとは言えない。また、598名しか招待していないにもかかわらず、608名招待したと報告書に記載することは、明らかに虚偽報告である。			----	◎1■■■■・◎2■■敬老会行事実行委員会等主催者が実態調査を行った上で名簿を作成した。その人数が598人であった。招待者数の欄には、誤って対象者数を記入したものの。	この招待者数については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
3	◎ 1 ◎ 2	(3) 【報告書の支出額と領収証の齟齬】 報告書では、送迎バス・タクシー代として61,980円計上されているが、領収証で当該項目に該当するのは、ジャンボタクシー貸切り料金8,000円及びタクシー料金38,980円しかないと思われる。8,000円と38,980円を足しても46,980円にしかならず、報告書の送迎バス・タクシー代61,980円と齟齬がある。したがって、◎1■■■■・◎2■■敬老会実行委員会は送迎バス・タクシー代について虚偽報告を行っている。			15,000	差15,000円分は、当日の三田ホテルの明細にあるホテルバスの使用料である。	この支出については、敬老会行事に係る役務等の提供の対価とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
4	◎ 1 ◎ 2	(4) 【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【食品代2,352円】 「食品」とあるが具体的に何を購入したか不明。		2,352	第2回実行委員会7月27日(17名)と反省会10月5日(余り7本を分けた)の会議用のお茶(単価98円を24個)を購入したものの。小西屋のレシートにある単価24円を98本というのは店側の間違いで、後日レシートを訂正してもらっている。なお、第1回目実行委員会ではお茶などは出していない。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老会行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員等の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0
5	◎ 1 ◎ 2		② 【3,675円(領収証)】 何を購入したか不明。		3,675	添付の納品書のとおり、上質紙を購入し、プログラムとバス乗車券に使用したもの。	この支出については、敬老会行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確認を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断			
違法・不当とする主張	地区	大項目 番号	大項目 請求人の主張	小項目 番号		小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額	判断	確証を得られない金額
6	◎ 1 ◎ 2			③	【ケース代500円】 何のケースか不明。	500	会食後のお茶席を利用しない人のため、単価10円の生菓子持ち帰り用ケースを50個購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
7	◎ 1 ◎ 2			④	【飲食代3,650円】 日付の印刷が薄く、何日か確認できない。また、何の飲食か不明。	3,650	9月5日の現地最終確認時にコーヒー等(単価730円を5杯分)を購入したもの。日付が消えたのは、セロテープを貼り直した際に一緒に取れてしまったもの。三田ホテルに日付の確認できる資料を依頼したが、適当な資料がなかった。なお、この経費は自治会財源でまかなったもの。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できないこと及び敬老行事補助金以外の収入で賄われた旨が説明されていることから、これらの点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。	3,650
8	◎ 1 ◎ 2	(5)	【不自然な領収証等】	ア	【不自然な郵便代】 平成25年8月6日に65円の郵便が436通発送されるとともに90円の定形郵便が19通発送され、翌8月7日には80円切手が21枚購入されている。これらを合計しても対象者数608にも実際の招待者数598にもならず、なぜ上記の数の郵便が出されたのか不明である。また、なぜ8月6日に相当数の郵便を出したにもかかわらず、翌日さらに郵便切手を購入するのか不明である。補助金が私的に流用されたと考えられる。	31,730	案内状とバス時刻表と返信用ハガキを封入し476名に郵便物を送ったもの。残りの122名分については、入所等で郵送が難しい方に直接持参したり、同居家族分(夫婦など)を同封したりして送っている。65円分436通については、郵便区内特別郵便物として一括して送ったもの。90円分19通については、夫婦同封等により重量が重くなったもの。80円分21通については、特別郵送で一括送付後に、持参しようとしたが郵送可能と判明したところ個別に送ったもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
9	◎ 1 ◎ 2			イ	【過剰な出席者の名札】 出席者の名札が218名分印刷されているが、実際の出席者は190名である。28名分余分に印刷されている理由が不明である。少なくとも出席者218名の内訳については明らかにする必要がある。	660	差28名分は、来賓4名と会席サポートスタッフ17名、付添7名用である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
10	◎ 1 ◎ 2			ウ	【過剰なお茶の購入】 平成25年9月7日に「きらめきお茶」が397個購入されているが、出席者190名に配布するものであるとすれば、あまりにも過剰な数である。一方、欠席者の数には足りないため(※欠席者は408名である(598-190=408))、欠席者に配布するものではない。したがって、「きらめきお茶」397個の中には役員らが個人的に消費したものも含まれていると考えられ、補助金が私的に流用されたと考えられる。	416,850	欠席者の記念品として購入したもの(欠席者は408名で、うち11名が不要の意思表示をしていた。)	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
11	◎ 1 ◎ 2		エ 【過剰な生菓子の購入】 生菓子が300個購入されているが、三田ホテルの利用明細を見ると、敬老会当日の参加者は218名である。したがって、生菓子300個の購入は参加者数と比べてもあまりにも過剰であり、過剰分については役員が私的に消費したものと考えられる。	43,500	会食後のお茶席用として購入したもの。出席者の他、来賓やアトラクション出演者が自由に参加されることを想定したもの(出席者190名、付添7名、来賓4名、司会1名、出演者45名、お茶席スタッフ26名、実行委員26名の計298名分)。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
12	◎ 1 ◎ 2		オ 【外注弁当の購入】 敬老会当日、三田ホテルの利用人数は218名であり、和・洋折衷弁当も218食消費されている。それにもかかわらず、三田ホテルではさらに外注弁当も20食注文されている。利用人数分を超えて外注弁当を注文した理由が不明であり、役員らが私的に消費した可能性が高い。	26,000	3,635円の和洋折衷弁当は出席者と来賓及び付添と会席サポートスタッフ用であり、1,300円の外注弁当は実行委員用である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
13	Ⓟ	(1) 【報告書提出期限徒過】 行事終了後2週間以内に報告書を提出する必要があるが(三田市補助金等交付規則11条)、敬老会実施から2週間以内に報告書は提出されていない。事業完了日は平成25年9月25日とされているが、9月11日から9月25日までの間に何が行われたのか不明であり、9月25日を事業完了日として扱うことはできない。正しい事業完了日は平成25年9月11日である。		----	敬老行事を9月11日に実施後、精算行為を行い、収支決算したのちに報告している。	この事業完了日については、本件判断基準に照らせば、合理性を欠いていると認められないことから、この点において、三田市補助金等交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消しを行わなければならないものではないと判断しました。	0
14	Ⓟ	(2) 【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【雑貨代105円】 何を購入したか不明。	105	敬老行事関係書類保存するためストックバックを1個を購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
15	Ⓟ		② 【雑貨代735円】 何を購入したか不明。	735	単価105円の封筒を7個購入したものの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0

請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断	
違法・不当とする主張	地区	大項目 請求人の主張	小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額		判断	確証を得られない金額
16	㊦		③【三田ホテル利用代735,969円】 明細がないため利用代の内訳が不明。	735,969	明細がないのは明細の添付を義務づけられていなかったためである。なお、三田ホテルへの支払額は735,969円であるが、その内訳は、宴会席料17,325円、お弁当2,887円×158(出席者120名、出席者付き添い5名、自治会スタッフ18名、民生委員13名、民生協力員2名)、お弁当1,572円×14(ホア・ウクレレ12名、ガイアクローチェ2名)、ビール@870円×57、日本酒@1,300円×4、烏龍茶@500円×160、ホテルバス10,500円、投入花21,000円、諸設備料10,500円、ジャンボタクシー11,200円、吊り看板52,500円である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものに限り補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
17	㊦	(3) 【不自然な領収証等】	ア 【過剰な郵便代】 平成25年6月14日に50円葉書375枚購入されているが、招待者は360名しかいないため、明らかに過剰である。私的な葉書の購入も含まれていると考えられる。	18,750	対象者に対する敬老行事の出欠返信用ハガキ及び来賓の出欠連絡用返信ハガキとして購入したもの。内訳は、対象者用360枚、来賓用8枚、余興出演者用2枚であり、残りの5枚は、対象者が増えることも想定されることから予備として購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
18	㊦		イ 【不自然な商品券購入】 平成25年9月9日に、商品券と思われるものが購入されており、内訳は、5000円×1名、2000円×232名である。平成25年の㊦■■■■の敬老行事は、出席者120名、欠席者240名であるところ、上記商品券の数は、欠席者数には満たないため、欠席者に配布するものではない。一方、出席者に配布するものであるとすればあまりにも過剰である。したがって、上記商品券には、役員らが私的に購入したものも含まれていると考えられ、補助金が私的に流用されている。	469,000	5,000円の商品券1枚は、司会者に対する謝礼として渡したものの。2,000円の商品券は、欠席者の記念品として配布したものの。地域で対象者を把握した結果、地域内に住んでいる対象者は、352名であった。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
19	㊦		ウ 【私的な飲食代】 敬老会実施前の平成25年8月21日に、酒の楽市・三田ウッディタウン店において、「お茶17本、Kのごし350CS、S金麦350MLCS、トクモリ500g、ばかうけアソート、ソフトサイキカ3個、枝豆あられ2個」の合計7,982円が購入されているが、明らかに私的な飲食のための酒やおつまみ等の購入であり、敬老行事のための経費ではない。なお、■■■地区においても、上記と同様に平成25年8月17日に酒を購入し、三田市に敬老行事の経費として申請したところ、三田市は、敬老行事の経費として認めず補助金の対象外としている。かかる三田市の判断は正当であり、これと比較しても上記の㊦■■■■の酒とおつまみ等の購入は補助金の対象外であることが明らかである。	7,982	本経費については、自己財源で処理されている。自己財源で処理されている旨、記載が漏れているもの。	この支出については、敬老行事における使途・目的が説明されていないものであり、本件判断基準に照らせば、補助対象経費は敬老行事に要する経費に限り補助対象経費として認められるべきであるところ、この使途・目的が説明されていないことにより合理性ないし必要性の有無が判断できないこと及び敬老行事補助金以外の収入で賄われた旨が説明されていることから、これらの点において、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものであると判断しました。	7,982
20	㊧	(1) 【商品等不明の領収証】 次の領収証については、何を購入したのか不明、あるいは、商品の個数や単価が不明であり、そもそも補助金使用の妥当性が判断できない。領収証添付を義務づけた趣旨からすると、適正な領収証添付とは認められない。	① 【商品券代102,500円】 いくらの商品券を何枚購入したのか不明。また誰に渡す商品券なのか、何に使用する商品券なのか不明。	102,500	1人あたりの金額は2,500円で枚数は41枚である。祝賀会に出席できないが、記念品を希望された人に配布したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0



請求人の主張、補助事業者からの聞き取り結果及び監査委員の判断整理表

本件措置請求書における請求人の主張					補助事業者からの聞き取り結果	監査委員の判断			
違法・不当とする主張	地区	大項目 番号	大項目 請求人の主張	小項目 番号		小項目 請求人の主張	違法・不当とする金額	判断	確証を得られない金額
21	◎			②	【雑貨代105円】 何を購入したのか不明。	105	実行委員用の名札(プレート)を購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
22	◎	(2)	【不自然な領収証等】	ア	【個人のお茶の購入】 平成25年7月5日に伊右衛門1本が購入されている。会議のためにお茶を1本だけ購入するとは考えられず、明らかに私物の購入である。	138	7月6日に開催された第2回敬老会実行委員会のお茶として、20ペットボトルを1本追加購入したもの。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
23	◎			イ	【不自然なお茶の購入】 平成25年9月17日に138円のおーいお茶2本、828円のおーいお茶3本が購入されている。これはそれぞれ500mlと20のお茶と思われるが、仮に会議等で出すお茶であれば、500mlか20のいずれかに統一するはずである。したがって、上記お茶についても、私物の購入であると考えられる。また、当該領収証の上には「当日飲み物代」と記載されているが、「当日」とはいかなる日を指すのか、具体的には、このお茶を購入した9月17日か、それとも敬老会当日の9月22日なのか不明である。	2,760	ペットボトルに入ったお茶をコップに移し替えたものであり、9月22日の敬老行事当日のお茶である。お茶は、いずれも20ペットボトルを購入したもので、敬老行事出席者及びスタッフの人数に相当する量を購入したもの。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入で役員の飲食物を含むものとされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、全体として、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
24	◎			ウ	【早すぎるお茶の購入】 平成25年5月9日に98円の綾鷹12本が購入されているが、通常、この時期はようやく1回目の役員会議が開かれるぐらいの時期であり、敬老会ための会議を行ったとは考えられない。したがって、敬老行事補助金の対象とならないお茶代が計上されている。これも私物である可能性が高い。	1,176	5月11日に開催された第1回敬老会実行委員会に使用したもの。この会議の開催の記録は確認できている。	この支出については、敬老行事の会議等に伴う役員の飲食代とされており、本件判断基準に照らせば、役員の飲食代は主たる目的である会議等の実施が確認できるものにより補助対象経費として認められるべきであるところ、飲食のあった会議等の実施に係る資料が確認できているとともに、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、この支出が補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0
25	◎			エ	【不自然なインクカートリッジの購入】 平成25年9月3日に5,490円でインクが購入されているが、当該領収証は、株式会社アピバ発行のものであり、領収証左上には受講生番号が記載されている。「受講生番号」と記載されていることから、塾あるいはパソコン教室等での購入と考えられる。さらに、平成25年9月9日にもインクカートリッジが購入されているが、1つは同日18時48分に購入され、もう一つはその2分後の18時50分に購入されている。敬老行事の印刷のために使用するインクであれば、必要数をまとめて買うのが通常であり、このように1つずつ買うとは考えられない。1つは敬老行事の印刷のために購入した可能性もあるが、それ以外の2つは明らかに私物である。	16,852	平成25年度担当自治会から、実行委員長、会計、書記の計3名が本部委員として構成された。パソコンが不得手のため、パソコン教室で受講されて、役務を遂行された。敬老行事の書類作成等のために購入したインク(自宅用)をたまたまパソコン教室で購入したものであり、領収書に受講生番号が入っていただけである。また、実施日が近づくにつれ業務が煩雑になるため、もう1名本部委員を増員し、書記2名で業務にあたった。このため、インクが2個必要となり、購入したものである(会計用1個、書記用2個)。印刷物は、会議案内、資料、行事案内、招待状、式次第、その他多数である。	この支出については、敬老行事に係る物品の購入とされており、本件判断基準に照らせば、実施主体の裁量の範囲内のものであり、合理性ないし必要性を欠いていると認められないことから、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。	0